



長野県報

2月12日(金)
平成28年
(2016年)
第2747号

目 次

規則

学校運営協議会規則(高校教育課)	1
------------------------	---

告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(障がい者支援課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新(障がい者支援課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(障がい者支援課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(障がい者支援課)	5
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	5
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課)	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)	5
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働課)	6
一般競争入札(3件)(建築住宅課公営住宅室)	6

規則

学校運営協議会規則をここに公布します。

平成28年2月12日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第1号

学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定により、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校のうちその指定する学校(以下「指定学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(指定)

第2条 教育委員会は、地域住民及び保護者の学校運営への参画の促進及び学校との連携の強化を進めることにより、地域住民及び保護者と学校との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成を図るとともに、地域に開かれた学校づくりを進めることができると認める場合には、前条の指定を

することができる。

2 校長は、前条の指定を受けようとするときは、別に定めるところにより、教育委員会に指定の申請をするものとする。

3 前条の指定の期間は3年とし、再指定を妨げないものとする。(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 学識経験者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 当該指定学校の校長

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適當と認める者

3 指定学校の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第6条 教育委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該指定学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第9条 法第47条の5第3項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校の運営計画に関する事項

(2) 学校の組織編成に関する事項

(3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第10条 協議会は、法第47条の5第4項又は第5項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該指定学校の校長の意見を聞くものとする。

(指定学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該指定学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 協議会は、地域住民及び保護者に対して、積極的に自らの活動状況に関する情報提供を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(指定の取消し)

第13条 教育委員会は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該指定学校の指定を取り消すものとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないとき。

(2) 協議会としての合意形成が行えないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

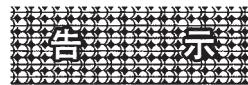
(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

2 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第6の1の長野県教科用図書選定審議会の項の前に次のように加える。

学校運営 協議会	法第47条の5の規定による指定学校の基本的な方針の承認並びに指定学校の運営及び職員の任用に関する事項についての教育委員会又は校長への意見の具申に関すること。	高校教育課
-------------	--	-------

高校教育課



長野県告示第67号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成28年2月12日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

千曲市新庁舎及び新更埴体育館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県千曲市杭瀬下一丁目及び杭瀬下二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

千曲市新庁舎及び新更埴体育館建設事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業及び法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

起業者である千曲市は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

現在、千曲市は、更埴庁舎、戸倉庁舎及び上山田庁舎の分庁舎方式で行政運営を行っているが、来庁者の用件が各部署にわたる場合、庁舎間を移動する必要があり、来庁者の利便